⑬　職業能力開発促進法施行規則別表第11の３の３に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級又は二級の技能検定に合格した者
⑭　８年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する者
⑮　計量法（平成４年法律第51号）第122条第１項の規定により計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）の登録を受けた者（学校教育法による大学若しくは高等専門学校を卒業し（機構により学士の学位を授与された者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業し（学校教育法施行規則第150条に規定する者である場合又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者である場合を含む。）、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了した者を除く。）
⑯　技術士法（昭和58年法律第25号）第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者又は同法第32条第１項の規定により登録を受けた技術士（化学部門、金属部門若しくは応用理学部門に係る登録を受けた者又は衛生工学部門に係る登録を受けた者で空気環境の測定の実務に３年以上従事した経験を有するものに限る。）
⑰　臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第２条に規定する臨床検査技師又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号）附則第３条第１項に規定する者
⑱　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第８条に規定する公害防止管理者試験（騒音発生施設又は振動発生施設について選任すべき公害防止管理者に係るものを除く。）又は公害防止主任管理者試験に合格した者
⑲　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第72条第１項の規定により第一種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、それぞれ５年以上又は３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う労働衛生一般及び労働衛生関係法令に関する講習を修了したもの
⑳　労働安全衛生法第81条第２項に規定する労働衛生コンサルタント
㉑　労働安全衛生法第93条第１項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
㉒　労働基準監督官又は労働基準監督官であった者
㉓　その他⑯（技術士法第４条第１項に規定する第二次試験に合格した者に限る。）、㉑又は㉒に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

４　受験申請書の提出期間　平成28年11月７日（月）から平成28年12月５日（月）まで
なお、郵便による受験申請書の提出は、平成28年12月５日（月）までの消印のあるものを有効とする。
５　合格者の発表　平成29年３月21日（火）
６　試験の実施に関する事務を行う者　この試験の実施に関する事務は、作業環境測定法第20条第１項の規定により指定した公益財団法人安全衛生技術試験協会に行わせるものとする。
７　受験申請書の提出先　公益財団法人安全衛生技術試験協会（〒101―0065　東京都千代田区西神田３丁目８番１号　千代田ファーストビル東館９階　電話03―5275―1088）
８　受験申請書用紙の交付　次の場所において交付する。
⑴　公益財団法人安全衛生技術試験協会の本部及び各安全衛生技術センター
⑵　各都道府県労働基準（労務安全衛生）協会（連合会）
⑶　中央労働災害防止協会の各地区安全衛生サービスセンター
⑷　公益社団法人日本作業環境測定協会の本部

選挙事項告示

東京都

選挙

十月三十一日知事の選挙を行つた結果、次の者が当選つた。

小池百合子（無所属）（女）

公告

諸事項

工場財団

長野県上田市下丸子100番地**株式会社タジマ**の工場財団に、長野県上田市下丸子100番地株式会社タジマ本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成28年10月３日

長野地方法務局上田支局

国営愛別土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営愛別土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年10月３日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営愛別土地改良事業計画書（区画整理）の写し
２　縦覧期間
平成28年10月４日から平成28年11月１日まで
３　縦覧場所
北海道上川郡愛別町事務所

国営大雪東川第一土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営大雪東川第一土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年10月３日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営大雪東川第一土地改良事業計画書（区画整理）の写し
２　縦覧期間
平成28年10月４日から平成28年11月１日まで
３　縦覧場所
北海道上川郡東川町事務所

国営須川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営須川土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年10月３日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営須川土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し
２　縦覧期間
平成28年10月４日から平成28年11月１日まで
３　縦覧場所
岩手県一関市事務所